



発行 東京都

目次

告示

○東京都宝くじの発売（六件）……………（財務局主計部公債課）……………一

○公共測量の実施（八件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………三

○建築基準法による道路の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………四

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………五

○警備員等の検定の実施（二件）……………六

○警備員指導教育責任者講習の実施（三件）……………八

○機械警備業務管理者講習の実施……………三

○開発行為に関する工事完了……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

…（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三

雑報

○全国自治宝くじの発売（十件）……………

…（全国自治宝くじ事務協議会）……………五

告示

●東京都告示第八百六十五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年六月三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千五百三十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和四年七月二十七日から同年八月十六日まで

七 抽せん期日 令和四年八月十九日

八 当せん金支払開始 令和四年八月二十四日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 二百万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十四本

二等 三十万円 三十本

三等 一万円 百五十本

四等 五千円 千五百本

五等 千円 一万五千本

六等 百円 十五万本

計 十六万六千六百九十七本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第八百六十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年六月三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千五百四十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和四年七月二十七日から同年九月二十七日まで

七 当せん金支払開始 令和四年七月二十七日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十八本

二等 五万円 五百四十本

三等 一万円 三千本

四等 千円 三万本

五等 二百円 九十万本

計 九十三万三千五百五十八本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百六十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百四十一回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和四年八月三日から同月三十日まで
- 七 当せん金支払開始 令和四年八月三日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	二百万円	六本
二等	五十万円	百五十本
三等	一万円	千五百本

四等

計

千円 一万八千本

五等

計

二百円 四十五万本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百六十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百四十二回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和四年八月三十一日から同年九月二十日まで
- 七 抽せん期日 令和四年九月二十六日
- 八 当せん金支払開始 令和四年九月二十九日
- 九 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	一本
一等の前後賞	千万円	二本

一等の組違い賞

十万円 二十九本

二等 三十万円 百二十本

三等 一万円 九千本

四等 千円 三万本

五等 二百円 三十万本

十五夜賞 三万円 九百本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百六十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百四十三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和四年九月十四日から同年十月十一日まで
- 七 当せん金支払開始 令和四年九月十四日

期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金

一等 五百万円

二等 十万円

三等 一万円

四等 千円

五等 二百円

計

四十六万六千三百八本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百七十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百四十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

三 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

四 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

五 証票金額 一枚百円

六 証票型式 開封式

七 発売期間 令和四年九月二十八日から同年十月十八日まで

七 抽せん期日

八 当せん金支払開始 令和四年十月二十一日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金

一等 千円

二等 二百五十万円

三等 十万円

四等 一万円

五等 千円

六等 百円

計 二十二万四千二百四十二本

注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百七十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山梨県県土整備部富士・東部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 山梨県

二 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)

三 測量の区域 奥多摩町地内

四 測量の期間 令和四年四月二十六日から同年十二月十五日まで

●東京都告示第八百七十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、渋谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 渋谷区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 渋谷区宇田川町地内

四 測量の期間 令和四年五月九日から同月三十一日まで

●東京都告示第八百七十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 大田区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 大田区蒲田四丁目及び西蒲田七丁目各地内

四 測量の期間 令和四年五月二十四日から令和五年二月十日まで

●東京都告示第八百七十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 三 測量の区域 大田区羽田空港一丁目、羽田空港二丁目、羽田空港三丁目、羽田一丁目及び羽田六丁目各地内
- 四 測量の期間 令和四年五月二十三日から同年九月十六日まで

●東京都告示第八百七十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、多摩市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 多摩市

二 測量の種類 公共測量(数値図化(同時調整含む)及び修正測量)

三 測量の区域 多摩市地内

四 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第八百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東金町五丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年六月六日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第八百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東水元二丁目地内

四 測量の期間 令和四年六月六日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第八百七十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区滝野川一丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年六月八日から令和五年三月十五日日まで

●東京都告示第八百七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和四年五月十三日	あきる野市引田字阿岐野十番一から同番三まで、同番七、二十番一から同番三まで、二十一番二、同番三、二十三番三、同番十一から同番十三まで、同番十五、同番十六、三十五番一、同番二、同番五から同番七まで、三番七まで、同番三まで、五十七番一、五十九番三、六十番、引田字櫻ノ岡二百五十一番一、同番八、二百五十五番一、二百五十九番三、二百七十五番一、二百七十九番一、同番四、二百八十一番三、二百八十五番一、二百八十九番一、伊奈字引田ノ上六百三十八番四、	延長 一一二八・三〇 幅員 六・〇〇 一八・〇〇

六百六十二番四、六百六十三番三、六百八十一番一、六百八十二番一、同番三、六百八十四番一、同番二、六百八十八番一から同番三まで、六百八十九番、六百九十番一から同番三まで、六百九十一番一、六百九十二番一、六百九十四番一、七百四番一、同番五及び七百五番一の各一部、同番一、同番二、同番四、七百六番、七百七番、七百十一番、七百十二番一、同番二、七百十三番一、同番二、同番三、同番四、七百十五番三、七百一十二番三、七百二十三番三、七百三十一番一、同番三、七百三十二番一から同番十七まで及び七百三十四番三の各一部
--

告示(公)

●東京都公安委員会告示第185号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月3日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

- 1 審査の種類
普通自動車免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。
- 3 審査項目及び審査細目
 - (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
 - (2) 技能検定に関する知識
 - ア 教則の内容となっている事項
 - イ 自動車教習所に関する法令についての知識
 - ウ 技能検定の実施に関する知識
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- 4 審査細目の免除
規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1

<p>項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和4年7月4日（月曜日）から同月8日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和4年6月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年6月6日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p>	<p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具 （ウ） 黒色又は青色のボールペン （ヤ） 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7250-5265</p> <p>●東京都公安委員会告示第186号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和4年6月3日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和4年9月3日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和4年11月5日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）</p> <p>4 検定予定人員 10名</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p>
--	--	---

<p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和4年7月25日(月曜日)及び同月26日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和4年8月3日(水曜日)から同月5日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p>	<p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>	<p>●東京都公安委員会告示第187号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年6月3日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和4年9月3日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和4年11月5日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務(貴重品運搬警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 15名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。</p>
--	---	--

<p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和4年7月27日(水曜日)及び同月28日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和4年8月3日(水曜日)から同月5日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>	<p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第188号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。 令和4年6月3日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和4年9月7日(水曜日)から同月15日(木曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所</p>	<p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第</p>
--	--	---

<p>2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期間 令和4年8月9日(火曜日)及び同月10日(水曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和4年8月25日(木曜日)までの間</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>	<p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和4年9月1日(木曜日)及び同月2日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p>
--	---	--

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第189号

警備業法 (昭和47年法律 第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月3日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 講習の実施期間及び時間

令和4年10月19日 (水曜日) から同月26日 (水曜日) までの6日間 (日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号で定める警備業務 (運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」とい

う。)

4 講習予定人員

50名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者
イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した警備員であって、当該検

定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みは先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和4年9月21日 (水曜日)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和4年10月6日 (木曜日) までの間
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
イ 前記5の受講対象者に該当することを陳明する次の書面 各1通

(ウ) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p>	<p>令和4年10月13日(木曜日)及び同月14日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第190号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年6月3日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和4年10月24日(月曜日)から同月26日(水曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで</p>	<p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 10名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業</p>
--	---	---

<p>務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るもの）に限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るもの）に限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和4年9月22日（木曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>7 申込手続</p>	<p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和4年10月6日（木曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ア) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(イ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和4年10月13日（木曜日）及び同月14日（金曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 14,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（5818）6070</p>
--	--	---

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第191号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月3日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 講習の実施期間及び時間

令和4年8月16日(火曜日)から同月19日(金曜日)までの4日間
午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習予定人員

60名

4 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和4年7月20日(水曜日)
午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

5 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和4年8月2日(火曜日)までの間
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

6 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和4年8月8日(月曜日)及び同月9日(火曜日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

39,000円

7 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (3818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

公 告

電話 03 (3581) 4321 内線30312

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年六月三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

立川市幸町五丁目四十六番十二及び同番二十七
東大和市向原六丁目九百三十八番地の二明恵ビル一階
株式会社住健プランニング
代表取締役 中澤 清

東大和市桜が丘四丁目三百二十一番一、三百二十二番及び三百二十三番二
東大和市上北台三丁目四百一十一番地の八
株式会社ヒカリ企画
代表取締役 本橋 光晴

東大和市向原五丁目千七十五番三から同番八まで
国分寺市本町二丁目十六番四号
株式会社ラス・コーポレーション
代表取締役 横道 哲夫

青梅市柚木町三丁目六百九十八番一
羽村市小作台二丁目六番地三
有限会社歓プランニング
代表取締役 徳永 幸正

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ごよう

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年六月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 町田ビルディング
- 二 店舗所在地 町田市原町田六丁目二番六号
- 三 設置者名 株式会社丸井
- 四 設置者住所 中野区中野四丁目三番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社キタムラほか三十八名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社キタムラほか二十九名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 富士コンタクト株式会社ほか九名
- 八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号(株式会社Francfranc)
- 九 変更後の小売業者の住所 港区北青山三丁目五番十二号青山クリスタルビルB1(株式会社Francfranc)

Francfranc

- 十 変更前の小売業者の代表者名 赤間 春彦(富士コンタクト株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 甲斐 龍一(富士コンタクト株式会社)ほか
- 十二 変更日 令和三年八月三十一日ほか
- 十三 届出日 令和四年五月十一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和四年六月三日から同年十月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 町田セブンビル
- 二 店舗所在地 町田市原町田六丁目一番六号
- 三 設置者名 町田セブンビル株式会社
- 四 設置者住所 町田市原町田六丁目一番六号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸井
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ユザワヤ商事株式会社ほか四十名
- 七 変更日 令和四年五月一日ほか
- 八 届出日 令和四年五月十一日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和四年六月三日から同年十月三日

日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 サミットストア三鷹台団地店
- 二 店舗所在地 三鷹市牟礼二丁目千八十六番二十三
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)サミットストア三鷹台店
- 六 変更後の店舗名 サミットストア三鷹台団地店
- 七 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 八 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一(サミット株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也(サミット株式会社)ほか
- 十二 変更日 令和二年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和四年五月二十日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和四年六月三日から同年十月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例

雑報

十六 縦覧時間
第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年七月五日から同年八月二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年七月五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
	等 級	当せん金
	一等	五十万円 十二本
	二等	五万円 百二十本
	三等	一万円 千八百本
	四等	千円 十八万本
	五等	二百円 百八十万本
	計	百九十八万一千九百三十二本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百三十一回全国自治宝くじ

一 名称 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額 七億二千億円
三 発売の単位(一ユニット)として二十四単位
(二十四ユニット)。ただし、発売状況により、原則
発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット
単位で増額する場合があります。

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 令和四年七月五日から同年八月五日まで
七 抽せん期日 令和四年八月十七日
八 当せん金支払開始期日 令和四年八月二十二日
九 当せん金の額及び当せんの数

一等	五億円	一本	当せん本数
二等	一億円	二本	
三等	十億円	九十九本	
四等	五万円	百本	
五等	一万円	一万本	
	三千円	十万本	
	三百円	百万本	
計			百十一万二千二本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百三十二回全国自治宝くじ

一 名称 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額 七千万円
三 発売の単位(一ユニット)として七単位(七
ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額
の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増
額する場合があります。

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 令和四年七月五日から同年八月五日まで
七 抽せん期日 令和四年八月十七日
八 当せん金支払開始期日 令和四年八月二十二日
九 当せん金の額及び当せんの数

一等	三千万円	四本	当せん本数
二等	一千万円	十万本	
三等	三百円	百万本	
計			百十万四本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百三十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二十万枚 四十億円 (二十億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和四年八月六日から同月三十日まで
七	抽せん期日	令和四年九月二日
八	当せん金支払開始期日	令和四年九月七日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一本 一等 一億円 一等の後賞 二千五百万円 一等の組違い賞 十万円 二等 五十万円 三等 五万円 四等 一万円 五等 二千元 六等 二百円 特別賞 三万円
計		百一十一万八千二百二本

備考

当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百三十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	九十万枚 十八億円 一枚二百円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年八月六日から同月九月六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年八月六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一本 一等 五百万円 二等 十万円 三等 一万円 四等 千円 五等 二百円
計		二百七十九万八千二百八十九本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百三十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、一等から九等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年八月六日から同月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年八月六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 百万円 八本
二	二等	三十万円 四十本
三	三等	十万円 百本
四	四等	五万円 二百本
五	五等	二万円 八千本
六	六等	千円 四万本
七	七等	五百円 十九万二千本
八	八等	三百円 三十六万本
九	九等	二百円 四十万本
計		百万三百四十八本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百三十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年八月十七日から同年九月十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年八月十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 千五百万円 九本
二	二等	五十万円 四十五本
三	三等	十万円 九十本
四	四等	一万円 四百五十本
五	五等	千円 十八万本
六	六等	三百円 九十万本
計		百八万五千九十四本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百三十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年八月二十四日から同年九月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年八月二十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五十万円 十二本 二等 五十万円 二十本 三等 一万円 千八百本 四等 千円 十八万本 五等 二百円 百八十万本
計		百九十八万一千九百三十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百三十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年八月三十一日から同年九月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年八月三十一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 三十万円 四本 二等 三十万円 三十二本 三等 一万円 千八百四十本 四等 千円 十万本 五等 二百円 百二十万本
計		百三十万一千八百七十六本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年六月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百四十一回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

千八百万枚 三十六億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和四年九月二十八日から同年十一月二十九日まで

令和四年九月二十八日

一 等	当せん金	当せん本数
二 等	百万円	百八本
三 等	五万円	三千二百四十本
四 等	一万円	一万八千本
五 等	千円	十八万本
	二百円	五百四十万本
計		五百六十万一千三百四十八本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

